令和３年１０月３０日改正

北陸植物学会規約

１．本会は北陸植物学会という。
２．本会は植物学に関する研究の進展と知識の普及を図ることを目的とし、大会・観察会の開催等の活動をおこなう。
３．本会の会員は日本植物学会北陸地区会員のうち本会での活動を希望する者、および本会のみに所属する会員から構成される。会員になる特別の資格等は設けない。
４．本会には次の役員をおく：会長（１名）、庶務幹事（１名）、会計幹事（１名）、連絡幹事（新潟、富山、石川、福井の各県に１名、ただし庶務幹事はこれを兼ねることができる）。役員の任期は１月１日より翌年１２月３１日までの２年とし、重任を妨げない。
５．会長は会員の投票により選出される。その実施方法については別途定める。
他の役員は会長がこれを依嘱する。
６．本会の事務局は原則として会長の在住する県におく。
７．本会は、会費その他により運営される。会計年度は１月１日より１２月３１日までとする。
８．会費は年額 1,000 円とし、学生（大学院生を含む）会費は 300 円とする。
９．原則として１年１回総会を開き、その時大会を開き、研究発表、展示などを行う。
10．会長、庶務、会計幹事の本会活動にかかる旅費の実費を支給することができる。その他会長が必要と認めた場合には上記以外の者にもこれに準じて支給することができる。
11．県単位で開催する研究会、観察会などに会長が必要と認めた場合、その費用の一部を補助することができる。
12．本会の規約を改正する場合には総会で協議し、出席会員の３分の２以上の同意を得なければならない。

附則　本学会の設立年月日は平成２３年１月１日である。
附則　この規約は平成２３年１月１日より施行する。
附則　日本植物学会北陸支部は平成２２年１２月３１日を以て廃止し、その保有するすべての資料・財産等は本会が引き継ぐ。
附則　平成２３年度の役員の任期は平成２３年１月１日より平成２３年１２月３１日までの１年とする。
附則　会費は当分の間徴収しない。
附則　会長、庶務幹事および会計幹事の住所、氏名ならびに事務局の住所は北陸植物学会規約但し書きに明記する。
附則　会長選挙の実施方法は事務局が定め、会長選挙実施前に会員に通知する。

北陸植物学会規約但し書き
令和４年１月１日

１．北陸植物学会の会長は次の者とする。
　　新潟市●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●　　西川　周一
２．北陸植物学会の庶務幹事は次の者とする。
　　新潟市●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●　　加藤　朗
３．北陸植物学会の会計幹事は次の者とする。
　　富山市●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●　　唐原　一郎
４．北陸植物学会の事務局は次の住所に置く。
　　新潟市西区五十嵐２の町８０５０新潟大学理学部